

会社法施行と 定款変更の状況（1）

制度調査部
堀内勇世

3月・4月・5月総会の場合

【要約】

新しい「会社法」が5月1日から施行された。

会社法では、定款の規定により、「配当権限の取締役会への授権」などが可能となっている。

注目項目を概観するとともに、それに伴う3～5月の総会における定款変更の事例数を見てみることにする。

．会社法と定款変更

新しい会社法が5月から施行された。

この会社法は、会社にいろいろな選択肢を与えている（経営者側の権限を強化するような選択肢もある）。ただし、多くの場合、その選択肢を選ぶには、定款変更が必要であるとしている。

そこで、会社がどのような選択をするのかという面から、定款変更注目が集まった。

例えば、会社法の施行との関係で、次のような項目に関する定款変更注目が集まった。

社外監査役の限定契約による 事前の責任軽減	社外監査役の責任を軽減するという契約を、事前に、会社と社外監査役とで結ぶことができるという制度
会計監査人の限定契約による 事前の責任軽減	会計監査人の責任を軽減するという契約を、事前に、会社と社外監査役とで結ぶことができるという制度
参考書類等のWeb開示	本来株主総会招集通知とともに株主に送られる株主総会参考書類や事業報告などの一部を、WEBで開示すれば、その部分については株主に送付しなくてよいという制度
単元未満株主の権利制限	会社法で制限できないとされた権利以外は、単元未満株主の権利を定款で制限できるという制度
取締役会の書面決議	会議を実際に行わずとも、取締役会決議があったのと同じように扱うという制度
取締役の解任決議の加重	取締役の解任決議は、会社法では、原則、過半数の賛成で成立する株主総会の普通決議とされているが、定款で要件を重くしてもよいという制度
配当権限の取締役会への授権	配当を最終的に決定するのは、原則として、株主総会であるが、定款で、取締役会に授権してもよいという制度



上記の項目の詳細等については、次のレポート参照。

- ・「2006年の株主総会を振り返ってQ & A」(堀内勇世、2006.7.13作成)
- ・「新会社法に伴う定款変更Q & A」(堀内勇世、2006.4.26作成)
- ・「会社法下の決算・配当Q & A」(横山淳、2006.3.13作成)
- ・「取締役会の書面決議と定款変更 2006.2.21」(堀内勇世、2006.2.21作成)

・注目項目に関する定款の変更事例の数

平成18年(2006年)の3月総会～5月総会までの、注目項目に関する定款の変更事例の数は、次の通りである。

図表 注目項目に関する定款の変更事例の数(平成18年〔2006年〕)

	3月総会	4月総会	5月総会
(定款変更の事例)	(71 / 265 社)	(18 / 57 社)	(136 / 140 社)
社外監査役の限定契約による 事前の責任軽減	27 / 71 社	3 / 18 社	50 / 136 社
会計監査人の限定契約による 事前の責任軽減	6 / 71 社	0 / 18 社	25 / 136 社
参考書類等のWeb開示	16 / 71 社	8 / 18 社	103 / 136 社
単元未満株主の権利制限	11 / 71 社	* 7 / 10 社	* 80 / 129 社
取締役会の書面決議	53 / 71 社	16 / 18 社	126 / 136 社
取締役の解任決議の加重	9 / 71 社	0 / 18 社	12 / 136 社
配当権限の取締役会への授権	17 / 71 社	3 / 18 社	26 / 136 社

(出所)「資料版 / 商事法務」No.265、No.266、No.267 より大和総研制度調査部作成

* 単元株制度採用会社における割合